

III 農業の持続的な発展に関する施策

1 望ましい農業構造の確立

(1) 認定農業者等意欲ある担い手の育成・確保

ア 担い手への支援の集中化・重点化

各種事業において、「担い手の育成・確保」をより徹底する観点から、事業対象者要件の見直し、担い手への事業効果要件の設定等、担い手に関する要件の見直し・改善を図る。

特に、農地保有合理化促進事業、経営構造対策事業において、①担い手要件の明確化、②担い手の受益にかかる要件設定を実施する。

(ア) 認定農業者制度の適切な運用

「認定農業者制度の運用改善のためのガイドライン」を受けた取組状況の把握を適切に行い、当該ガイドラインに基づく運用改善を推進し、地域の合意に基づき担い手として明確化された農業者が認定農業者として認定されるようにする。

(イ) 認定農業者等の経営改善に向けた支援の強化

認定農業者等の経営改善に向け、経営改善支援センターを中心とした関係機関・団体の連携による経営相談及び経営管理能力向上のための研修等を実施するとともに、経営改善に必要な機械・施設整備をリース方式で行う場合の支援等を実施する。

また、認定農業者の経営の発展に向けた個性と工夫に満ちた地域の主体的な取組を支援するため、支援体制の一元化を促進するとともに、商品開発、販売戦略等経営の多角化に向けた技術や知識等の情報の提供等を行う食のシンクタンク活動を実施する。

(ウ) 認定農業者等意欲ある担い手に対する制度資金の融通

経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体の育成を図るため、農業近代化資金、農業経営基盤強化資金、農業経営改善促進資金等の円滑な融通、債務保証の着実な活用を図る。

また、現在は償還困難な負債を抱えつつも、農業経営の改善を積極的に進めようとする農業者に対して、既往借入金の償還負担の軽減が図られるよう、農業経営維持安定資金、農業経営負担軽減支援資金等の円滑な融通を図る。

イ 担い手への農地の利用集積の推進

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を実現し、食料自給率の向上及び生産振興に資するため、これら農業経営への農地の利用集積を推進する。

(ア) 総合的な農地利用集積対策の推進

① 地域水田農業ビジョンを実現するため、より高い農地利用集積の目標を設定し、担い手への利用集積を推進する地域について、規模拡大のための地域の創意工夫に応じた農業機械・施設の導入を支援する。

② 農用地利用改善団体が行う効率的な農地利用活動を通じて認定農業者が経営規模の拡大を行う場合、当該農地利用活動を支援し、認定農業者への農地の利用集

積を図る。

- ③ 集落内に担い手ゾーンを設定し、農地保有合理化法人が関係機関と協力して、農地を担い手に集中するような仕組みを構築するとともに、土地利用調整のための活動等に対する支援を行い農地の利用集積を促進するための体制を整備する。
- ④ 農地保有合理化法人が自ら農用地等を買い入れまたは借り入れて一定期間保有したのち、一定の要件を満たす認定農業者等に再配分（売渡しまたは貸付け）することにより、農地の利用集積を図る。
- ⑤ 農地の利用集積を図ることを目的に、家畜排せつ物処理施設、農業用機械等を農地保有合理化法人が認定農業者等に貸付けするために取得する場合の必要経費について無利子資金の貸付けを実施する。

(イ) 農地利用集積に資する支援策の充実

- ① 経営体の育成、農地の利用集積等農業の構造改革を加速化するための農地整備を、関連するソフト施策との密接な連携のもとに実施する。
- ② 担い手の育成に資する草地等の総合的な整備及び無利子資金の貸付けを行うとともに、草地等の連担化等を推進する担い手育成草地流動化促進事業を実施する。
- ③ 担い手への農地の利用集積等を事業実施地区の全国共通目標として設定し、担い手となる経営体の育成・確保に資する施設等を整備する経営構造対策事業を実施する。
- ④ 土地改良区等において、農業水利等に関する情報の整備を行い、農家間の水利調整等を実施することにより、農地の利用集積を支援する。

(2) 経営構造対策等の推進

ア 経営構造対策の推進

効率的かつ安定的な経営体が地域農業の相当部分を担う農業構造を確立するため、農業生産を核に加工、流通、販売等に取り組むアグリビジネス（創造的高付加価値農業）を通じて地域農業の担い手となる経営体を育成する取組に必要となる施設の整備等を総合的に行う経営構造対策を実施する。

また、担い手となる経営体への支援の重点化、農業法人、米政策改革の推進等のほか、担い手の育成を推進するため、以下の施策を講ずる。

(ア) 経営の零細な農家が多くを占める地域（担い手育成緊急地域）における特定農業団体の育成

(イ) 特定農業法人等の育成や農業法人の経営の多角化等の支援

イ アグリ・チャレンジャーの支援

創造的高付加価値農業に積極的に取り組む農業法人等（アグリ・チャレンジャー）に対し、新商品、新技術等の開発を支援するほか、生産・加工・流通施設等の整備を実施する。

また、一層の高付加価値農業を推進していくために以下の施策を講ずる。

(ア) 農業法人等における食品産業等の他産業との連携による地域ブランドの確立等を通じた高付加価値化への取組についての調査・研究の実施

(イ) 分社化・のれん分け等による農業法人の経営の多角化等の支援

ウ 地域の農業生産者と実需者との連携の促進

地域の農業生産者と実需者との連携に必要な生産・実需双方向の情報提供及び連携等に対し、アドバイザー支援を実施するとともに、実需ニーズに応じた地域農産物の安定的な供給体制の整備を実施する。

また、実需者との連携による効率的かつ安定的な経営体の育成を推進するため、実需者側との連携に取り組む特定農業法人等の育成や農業法人の経営の多角化等の支援を講ずる。

2 専ら農業を営む者等による農業経営の展開

(1) 農業経営の法人化の推進

農業経営の法人化を加速化し、法人経営の発展に向けた法人の主体的な取組等を支援するため、以下の施策を講ずる。

- (ア) 法人化による利点が享受できると考えられる農家等に対する法人化の普及・啓発、相談・指導、情報提供の実施
- (イ) 認定農業者や集落営農の法人化等地域の実情に応じた多様な農業経営の法人化、特に、地域水田農業ビジョンにおいて明確化された担い手の法人化に当たっての濃密指導・設立支援の実施
- (ウ) 農業法人が自ら行う商品企画等の販売力向上等に向けた取組や農業法人の経営者の養成・確保を図るための研修に対する支援の実施

(2) 農業者年金制度の着実な推進

独立行政法人農業者年金基金において、所要の年金給付等を行う。具体的には、農業者の老後に必要な年金等を給付することにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後生活の安定及び福祉の向上を図る。また、担い手の確保に資するため、認定農業者等に対して保険料の負担軽減を図り、その者の経営継承後の生活の安定を図るため、特例付加年金の給付に充てるべき積立金の助成を行う。

3 農地の確保及び有効利用

国民に対する食料の安定供給を確保するためには、農業生産の最も基礎的な資源である農地を優良な状態で確保していくことが極めて重要である。そのため、「農業振興地域の整備に関する法律」(以下「農振法」という。) 及び農地法の適切な運用を通じ、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保を図る。

また、農地を効率的に利用していくため、農地保有合理化事業等を活用し効率的・安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用集積を促進するとともに、耕作放棄地の解消を目指した施策を実施する。

(1) 農業振興地域制度の円滑な運用の推進

農振法に基づき策定された「農用地等の確保等に関する基本指針」で明らかにされた農

用地区域内の農地の面積、農業振興地域の指定基準等、同指針の内容をさらに周知徹底する。また、同指針を踏まえた都道府県による「農業振興地域整備基本方針」及び市町村による「農業振興地域整備計画」の改定を促進するとともに、地域の特性に応じた特別な農業上の用途の設定等、土地利用に関する市町村の主体的な取組を促進し、制度の円滑かつ適正な運用を推進する。

(2) 耕作放棄地の解消に向けた対策の実施

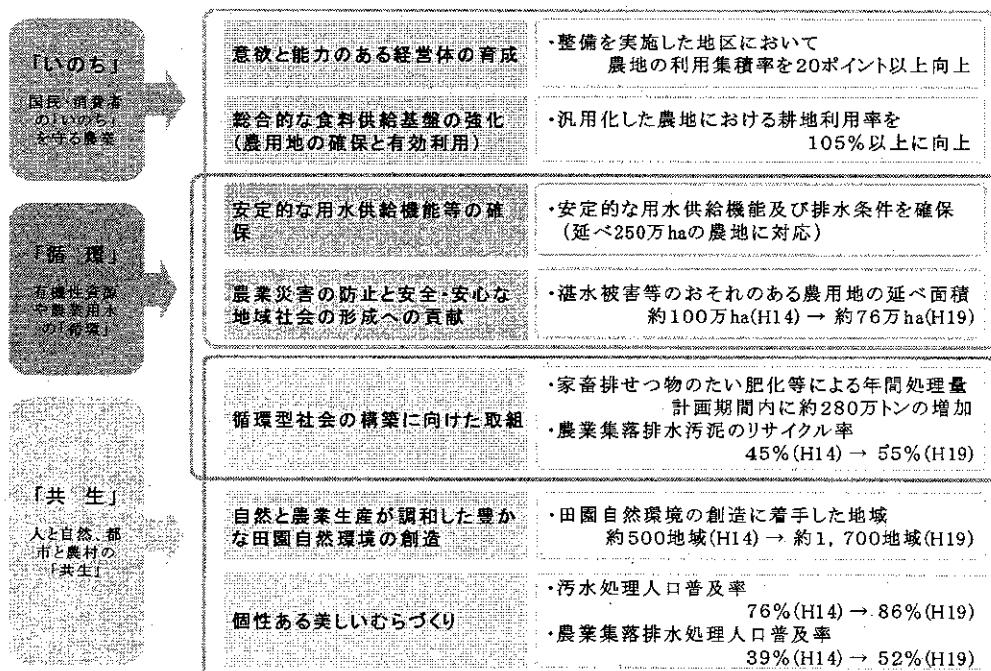
耕作放棄地については、食料の安定供給のために必要な農地についての議論を踏まえつつ、その発生を抑制することが重要である。このため、効率的かつ安定的な経営体への農地の利用集積、基盤整備事業の実施により農地の効率的な利用を促進するとともに、中山間地域等における農業の生産条件の不利を補正するための中山間地域等直接支払制度の実施等を推進する。

また、耕作放棄地の解消による優良農地の確保、地域農業の振興及び計画的な土地利用の推進を図るため、地域における遊休農地活用のための計画策定、遊休農地の再利用のための都市住民等によるボランティアの育成等の実践活動や簡易な土地条件の整備等を推進する。

4 農業生産の基盤の整備

農業生産の基盤の整備については、「土地改良長期計画」に示された成果の実現に向け、「いのち」、「循環」、「共生」の視点に立って、農業の生産性を向上させるため、自然と共生する環境創造型事業への転換や関連施策との連携を進めつつ、農地や農業用排水施設等の農業生産基盤の整備等を実施する。

図 土地改良長期計画の基本的な視点と政策目標と目指す主な成果

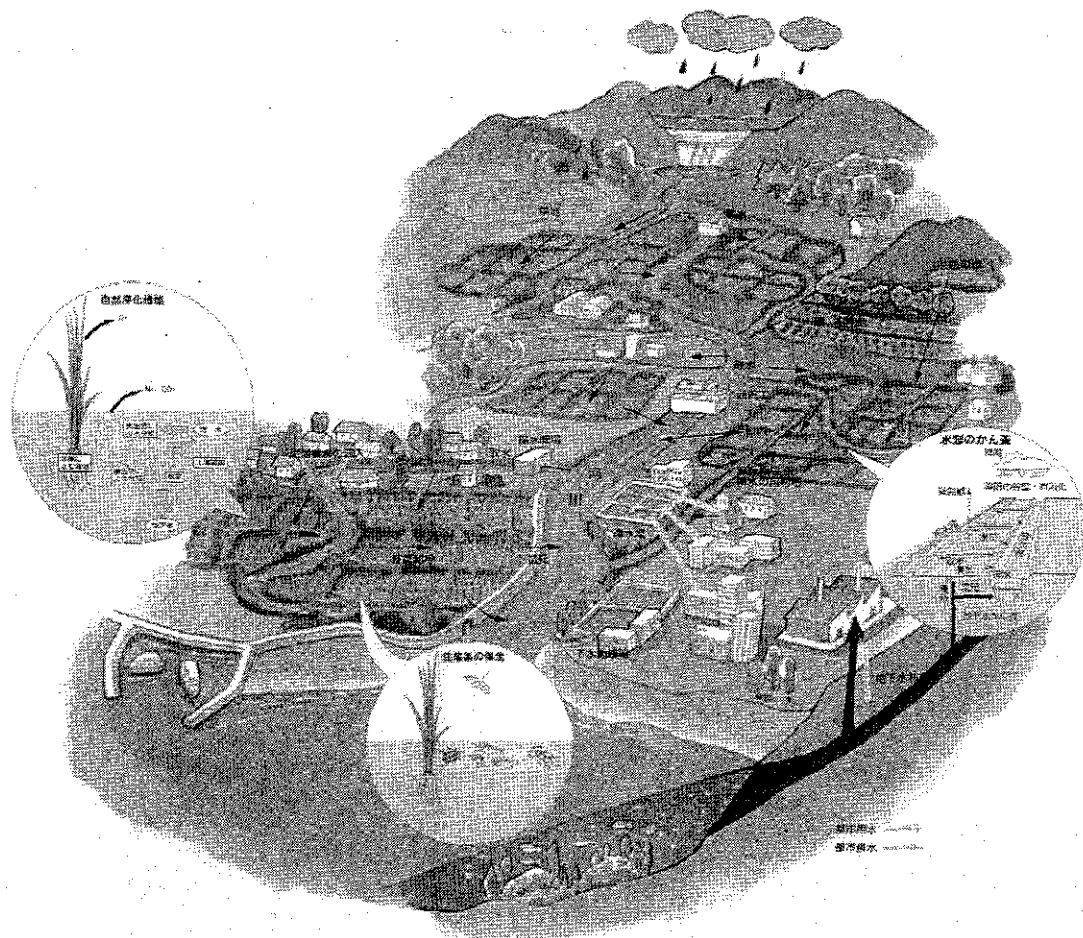


(1) 地域の特性に応じた農業生産の基盤の整備

- (ア) 経営体の育成、農地の利用集積等農業の構造改革を加速化するための農地整備を、関連するソフト施策との密接な連携のもとに実施する。
- (イ) 地域水田農業ビジョンの実現に向け、緊急にきめ細かな基盤づくりを行い、効率的な畑作物の生産等多様な水田農業の展開に向けた「畠地転換」、「土づくり」等の取組を支援する。
- (ウ) 高生産性農業の促進とともに、物流拠点ネットワークへの交通の便を改善することによる農産物物流の効率化を図るため、地域の実情に応じた弾力的な計画・設計への取組を強化しつつ、農道の整備を推進する。
- (エ) 独立行政法人緑資源機構において、農用地及び土地改良施設の整備等を総合的に実施する。
- (オ) 既に整備された農地の高度利用に向けた機動的な整備に事業を重点化するとともに、基盤整備を契機とした経営体の育成を図る。
- (カ) 飼料基盤に立脚した大家畜経営の安定的発展を図るため、担い手への草地基盤の利用集積を図りつつ、草地・農業用施設等の整備を一体的に実施する。

(2) 安定的な用水供給機能等の確保

- (ア) 基幹的農業水利施設について、予防保全対策等により施設の長寿命化を図りつつ、施設ごとの更新適期に応じた必要な更新整備等を計画的かつ機動的に実施する。
- (イ) 都市化・混住化や農家の減少・高齢化が進行するなかで、米政策改革による農業構造改革の加速化に対応した農業水利施設の効率的な管理等を実現するための条件を整備する。
- (ウ) 農業水利施設の更新とあわせた農業用水の再編による都市用水の創出や農業集落の防火・消流雪、農機具等の洗浄、生態系・水質保全等の地域用水機能の維持・増進に資する施設の整備を行うとともに、農業水利施設を保全するための非農家も含めた支援体制を構築する。
- (エ) 畠地帯における農業水利施設を整備するとともに、担い手農家の経営の改善、安定化を図るため、地域の営農形態、ニーズに応じて、必要となる畠地かんがい施設、農道及び区画整理等の整備を総合的に実施する。
- (オ) 独立行政法人水資源機構において、農業水利施設の整備を実施し、緊急に広域的かつ総合的な水資源の安定供給を図る。



(3) 農地等にかかる総合的な防災対策

ため池等の整備、湛水防除、地すべり対策、農地保全整備、農用地土壤汚染対策等の各種事業を実施し、農業生産の基盤に関する災害を防止する。

(4) 「美しい自然と景観」の維持・創造

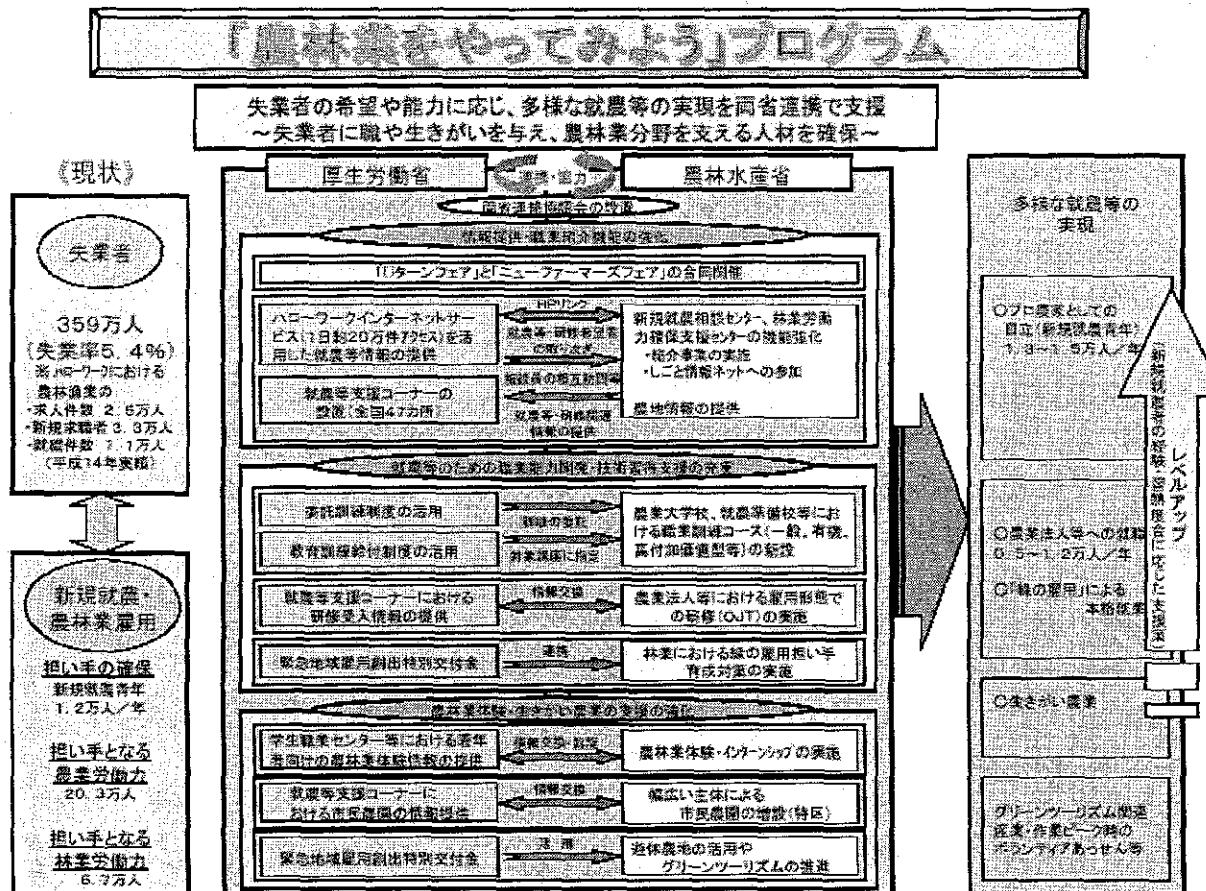
- (ア) 自然と共生する田園環境の創造を行うため、田園環境整備マスタープランを踏まえた環境創造型事業等を積極的に推進する。
- (イ) 事業の構想段階から設計、事業実施段階までを通じた、生態系の保全や良好な景観形成等、環境配慮のための技術手法の定着を図るとともに、環境配慮に関する情報を 국민にわかりやすく提供する。
- (ウ) 田園地域における地域住民・NPO等と連携した自然環境の保全・再生活動への支援や、自然再生の視点に基づく環境創造型の整備等を実施する。

5 人材の育成及び確保

(1) 新規就農の促進

我が国農業の維持・発展のためには、農林漁業内外から多様な人材を確保することが重

要である。このため、就農の際に必要となる「技術の習得」、「資金の手当」、「農地の確保」といった課題に対応しつつ、新規就農者の習熟度合に応じた技術・経営研修、就農支援資金の貸付け等、就農形態や経営の発展段階に応じたきめ細かい対策を講ずる。また、平成15年4月に農林水産省と厚生労働省が連携して策定した「農林業をやってみよう」プログラムを踏まえ、新規就農対策の充実と雇用形態での就業対策を講ずる。



ア 就農に関する情報提供・相談活動の展開

職業としての農業への関心の高まりや多様化する就農希望者のニーズに的確に対応した効率的な就農相談・情報発信を行うため、以下の施策を講ずる。

(ア) 市町村農業委員会や農業関係団体の有する就農及び生活関連情報を集約し、全国及び都道府県新規就農相談センターにおいて、公共職業安定所と連携して農業法人等への就農希望者に対する就農相談、無料職業紹介を実施する。

また、新規就農を希望する酪農ヘルパーの増加を踏まえ、社団法人酪農ヘルパー全国協会とも連携する。

(イ) 就農希望者を対象としたニューファーマーズフェア（農業法人等の合同会社説明会や就農相談会）を大都市で開催するほか、厚生労働省のUターンフェアと合同で開催（東京都）する。また、新規就農者確保のために市町村が実施する現地就農説明会等に対して支援を行う。

(ウ) 農業法人等への就職を促進するため、大学生等に対して農業法人等での就農体験活動を実施する。

- (エ) 地域の農業及び農村生活等の体験を通じて円滑な就農を促進するため、指導農業士のもとで、就農前の農業・農村体験を実施する。

イ 新規就農者の円滑な技術習得

基礎研修から現地定着まで、技術の発展段階に応じた農業技術・経営研修を体系的に実施するため、以下の施策を講ずる。

- (ア) 「就農準備校」を運営する団体、都道府県、企業等で構成される協議会等の推進体制のもと、民間団体による大都市圏及び地方拠点都市での「就農準備校」設置に対して支援を引き続き行うとともに、都道府県による地方都市での設置に対して支援を行う。
- (イ) 道府県農業大学校等の養成、研究及び研修の各部門において、農家子弟、Uターン者、法人就農希望者等多様な就農形態に対応した研修教育の実施とこれに必要な施設整備を行うとともに、指導職員の資質向上のための研究活動を推進する。
- (ウ) 就農希望者の現地定着を支援するため、市町村、農協等が設置する研修農場の運営に対して支援を行う。
- (エ) 農業経験のない就農希望者に対し、自発的な能力開発のための技術習得機会を提供するため、先進経営体（農業法人、指導農業士等）のもとで、農業経営や生産技術習得のための実践研修（OJT研修）を実施する。
- (オ) 地域ぐるみでの新規就農者の受け入れを行う場合に必要な研修・宿泊施設の整備を行う。
- (カ) 全国の農業青年が一堂に会し、その知識や技術を交換するとともに、交流を深め、農業者としての自信と誇りを培うことを目的とした第16回全国農業青年交換大会の開催（熊本県）を支援する。

ウ 新規就農者が必要とする資金の融通

新規就農者が必要とする資金を適切に融通するため、農業信用保証保険制度を活用しつつ、無利子の就農支援資金制度をはじめとした各種資金制度の積極的な推進を図る。

- (ア) 就農前の研修その他の就農準備に必要な資金の手当てを支援するため、就農相談活動等の支援業務を総合的に行う都道府県青年農業者等育成センターを通じ、無利子の就農支援資金（就農研修資金及び就農準備資金）の貸付けを行う。
- (イ) 経営開始時の施設の設置、機械の購入等に必要な資金の手当てを支援するため、都道府県青年農業者等育成センター、農協、銀行等の多様な貸付主体を通じ、無利子の就農支援資金（就農施設等資金）の貸付けを行う。また、農業信用保証保険制度を活用し、資金を借り受ける際の信用力の補完措置を講ずる。
- (ウ) 近年の就農形態の多様化に対応するため、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案」を、第159回国会に提出し、就農支援資金の貸付対象の拡充、都道府県青年農業者等育成センターの機能の強化等による農業法人等への就農に対する支援措置を講ずる。

エ 新規就農者による円滑な経営継承

離農農家、規模縮小農家の経営基盤の継承先として、新規就農者が期待されていることを踏まえ、農地の確保、施設・機械の整備、家畜の導入等、初年度投資が大きく多様な準備が必要な畜産を中心に、経営継承の円滑化のため、以下の施策を講ずる。

- (ア) 賃貸機械・施設整備への支援と農地保有合理化事業を活用した賃貸農場の設置を推進する。
- (イ) 畜産については、多様な継承方式の一つとして、法人がもつ新規就農者の育成機能を活用し、農協等に加え、協業法人経営体が離農跡地の施設等を整備して元実習生等の新規就農者に賃貸する事業を推進する。

オ 新規就農者の経営定着の促進

就農経路の多様化に伴う多様な新規就農者の経営定着を図り、認定農業者等の農業経営の担い手へと発展させるため、以下の施策を講ずる。

- (ア) 多様な新規就農者の多種多様なニーズに的確に対応した指導を行うため、地域における新規就農者支援ネットワークの構築や新規就農者の課題抽出調査の実施、改良普及員による普及指導活動の高度化を図る。また、新規就農者支援ネットワークを活用した受入体制の強化等、新規就農者が地域に参入しやすい受入環境の整備を図る。
- (イ) 指導農業士等による、より実践的なノウハウの指導活動に対する支援を行い、新規就農者の経営が定着するまでのマンツーマンの指導体制の整備を図る。

(2) 農業教育の推進

ア 小・中学生等の農業に対する理解と関心の醸成に向けた取組

- (ア) 子ども達が農業・農村に親しみを感じる機会を充実するため、農作物の栽培や家畜の世話等を行う農業・農村体験学習の効果的な取組方策を検討する研究会やフォーラムを開催する。
- (イ) 農林水産省と文部科学省との連携のもとで、全国にモデル地区を設定し、各都道府県教育委員会が選定した推進校等が実施する農業・農村体験学習の受け入れ等を行う。
- (ウ) 体験学習の受け入れ等に関する情報をホームページで提供する。
- (エ) 都道府県や市町村等における、農業・農村理解のための副読本の作成、教職員に対する研修、体験指導者の養成、全国的な組織づくりへの支援を行う。
- (オ) 地域における用水路やため池等身近な水辺環境を活用した水生動植物観察等、水辺環境学習に必要な施設の整備や修学旅行等を通じた農業・農村体験等を推進する。

イ 青年農業者等の育成に向けた取組

- (ア) 農業の理解促進のため、農業高校生等を対象とした先進農家等での現場研修会を開催するほか、全国新規就農相談センターにおいて受け入れ農家の情報提供を行う。
- (イ) 道府県農業大学校と農業高校の連携のもと、教育手法や交流のあり方等に関する研究活動を行うほか、農業大学校において高校生を対象に農業の実務実習の体験等を行う「緑の学園」等、就農意欲や職業観を醸成するための取組を推進する。

6 女性の参画の促進

女性の参画の促進について、男女共同参画社会基本法に基づいて策定された男女共同参画基本計画の農山漁村における男女共同参画の確立に向けた施策の基本的方向及び具体的な施策を踏まえ、農業経営における女性の役割を適正に評価するとともに、女性が農業経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境づくりを行う。さらに「農林水産省男女共同参画推進本部」により、女性認定農業者の拡大等、女性の経営参画を一層推進するとともに、女性のチャレンジ支援のための情報提供・収集体制の強化等の取組を行う。

(1) 男女共同参画社会の形成に向けた総合的な支援

男女共同参画を効果的に推進するため、地域段階での女性農業者の参画促進に関する目標策定及びその達成に向けた意識啓発、研修、農村男女共同参画アドバイザーの認定等を行う。

また、女性の認定農業者を増加させるための啓発活動を推進するとともに、経営における女性の役割の明確化等に向けた効果的な普及活動を展開する。

さらに、女性農業者が安心して出産・育児ができる環境づくりを推進するため、出産・育児期の女性農業者への支援活動の促進及び全国段階での普及・啓発活動を行う。

(2) 女性による農産加工等の活動の促進

農業改良資金において、担い手の創意工夫による自ら生産した農畜産物の加工等に必要な資金に女性起業向けの優先枠を設定し、貸付けを行う。

また、全国の起業活動に関する情報収集・発信等を行う。

(3) その他女性の参画の促進に資する施策

託児機能、特產品の研究開発機能等を有する女性農業者のための施設（女性アグリサポートセンター）の整備等を行う。また、女性の高齢者介護にかかる負担の軽減に資するホームヘルパー（訪問介護員）の育成や高齢者の自立した活動の支援等を行うほか、女性が操作しやすいように配慮された農業機械等の開発等を行う。

7 高齢農業者の活動の促進

地域における高齢者の役割分担並びにその有する技術及び能力に応じて、都市高齢者の知恵も活用しながら、生きがいをもって農業に関する活動を行うことができるよう、高齢農業者の農業関係活動を促進するとともに、農協等の行う高齢者支援活動を強化するなど、農村における高齢者福祉対策を積極的に推進する。

(1) 高齢者の農業関連活動の促進

地域の実情に応じた多様な担い手として、高齢農業者がその有する技術や能力を活かし、

生きがいをもって行う農業関係活動を推進するため、以下の施策を講ずる。

- (ア) 農村部において、高齢者活動に対する啓発及び地場農産物の生産・加工・直売、伝統技術の伝承活動等の高齢者の自立的活動を一層促進する。
- (イ) 都市と農村の高齢者がともに行う地域づくり活動等を促進する。
- (ウ) 農村部の中でもとりわけ高齢者活動を支援する人材が不足している中山間地域等について、当該地域の実情に配慮した支援体制及び環境整備を推進する。
- (エ) 毎年10月を「農山漁村いきいき高齢者月間」と位置付け、その期間を中心に農山漁村高齢者対策に関する啓発活動等を実施する。

(2) 農村における高齢者福祉対策の充実

- (ア) 農村の高齢者福祉等における農協等の役割を適切に發揮するため、農協ホームヘルパー等を養成する。
- (イ) 高齢化が急速に進展している農村地域において、高齢者が安心して暮らせる社会を形成するため、農業施設等のバリアフリー化（障壁除去）を推進する。
- (ウ) 福祉施設や公共施設等への通行経路としても利用されるなど、高齢者等の利用が見込まれる農道において、広幅員の歩道や車道と段差のない歩道を整備する。

8 農業生産組織の活動の促進

(1) 地域の実情に応じた地域農業構造改革計画の策定

地域において育成すべき担い手の明確化と経営展開の方向等を内容とする地域農業構造改革計画を策定するとともに、集落営農組織や地域水田農業ビジョンで明らかになった担い手等を育成するためのリーダー育成研修会や集落営農の管理・運営等に精通した専門家による相談活動等を引き続き実施する。

(2) 農作業受託組織の育成

畜産農家の飼養規模が拡大していることから、飼料生産にかかる労働負担の軽減や大型機械化体系の導入による作業の効率化、低コスト化が求められている。このため、コントラクターを育成していくとともに、既存のヘルパー組織、コントラクター等の統合を図るため、必要な施設機械の整備を推進する。

9 技術の開発及び普及

食料・農業・農村基本計画に基づき策定した「農林水産研究基本目標」及び「農林水産研究・技術開発戦略」に則しつつ、ライフサイエンス・環境等重点分野の研究開発を戦略的、効果的・効率的に推進するとともに、「食の安全・安心のための政策大綱」に沿って、食の安全・安心の確保に資する研究開発を強化する。

また、研究開発が経済の活性化に与える効果への期待及び「研究開発型ベンチャーの創出と育成について」（平成15年5月総合科学技術会議意見）等を踏まえ、競争的研究資金

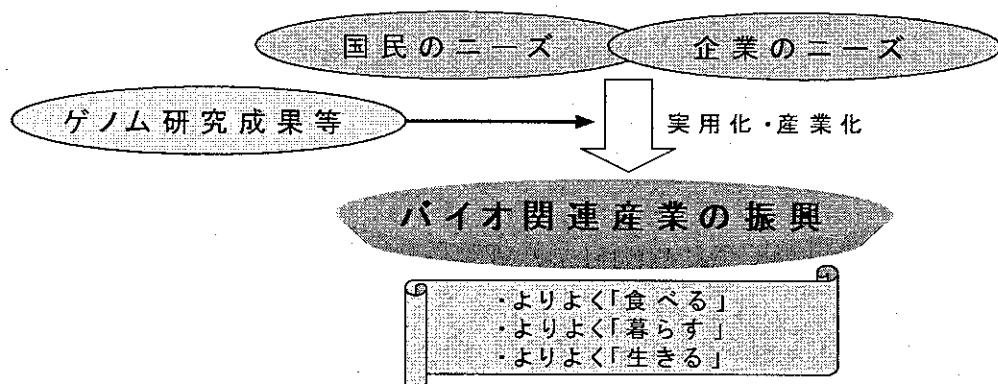
を拡充すること等により、地域経済活性化や新産業の創出に資する施策を推進する。

(1) 技術開発の重点的・効果的な推進

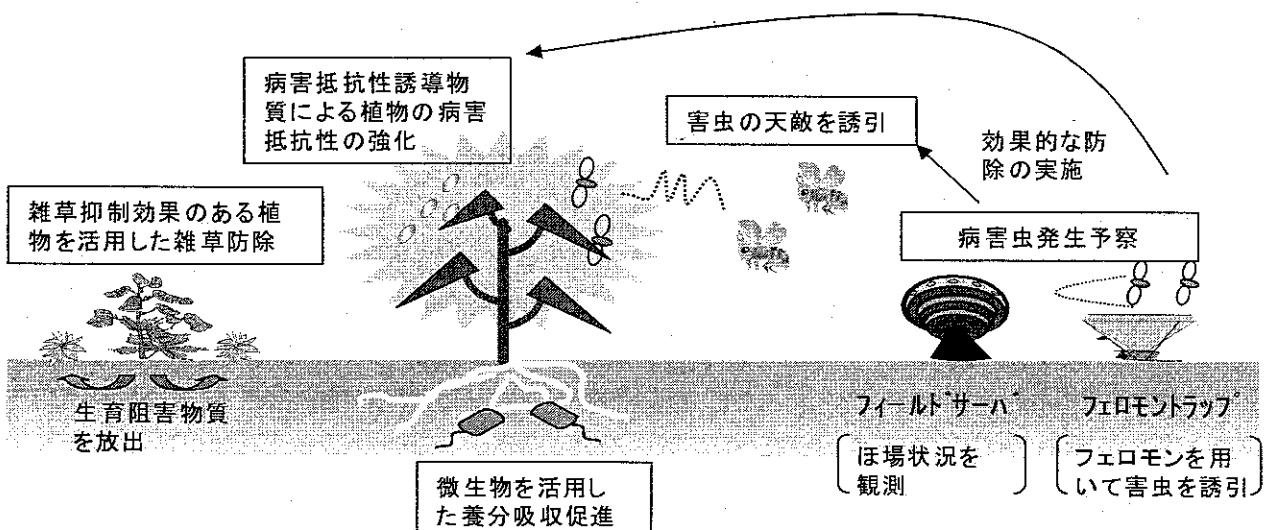
ア ライフサイエンス・環境等重点分野の研究開発の推進

(ア) 先端的研究の実用化・産業化等の重点的推進

- ① バイオテクノロジー戦略大綱が掲げる「よりよく食べる」、「よりよく暮らす」、「よりよく生きる」の実現に資するため、先端的・基礎的研究成果を有する独立行政法人と製品開発・商品化に必要な技術や知識を有する民間企業との連携のもと、イネゲノム（イネの遺伝情報）の解読成果等の実用化・産業化研究を推進する。



- ② 「バイオマス・ニッポン総合戦略」を着実に実行し、地球温暖化の防止と循環型社会の形成に資するため、農林水産業由来のバイオマス（生物資源の量を表す概念で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの）をプラスチック原料等の工業原料、エネルギー、農業用途等に多段階かつ総合的に利活用する地域循環利用システムを構築する。
- ③ 農業が環境に与える負荷低減を図るため、植物自身がもつ誘導抵抗性を利用した病害防除技術、天敵誘導物質を利用した害虫防除技術等、作物が本来もつ機能や生物間の相互作用を活用した生産管理技術の開発を推進する。



- ④ 食品の安全性確保のため、食品の表示項目を科学的に検証するための研究開発等を推進するとともに、生活習慣病の予防等を通じ、健康で活力ある長寿社会の実現に資するため、食品素材が有するポリフェノール等の機能性成分の流通・加工過程における動態の解明とその維持・増強技術の開発を推進する。

(イ) ゲノム研究、消費者ニーズに対応した品種開発等の推進

- ① イネゲノム研究については、ゲノム情報を活用し、農業、その他産業での実用化を図るため、「高品質な米を作る」、「機能性物質を作る」、「光合成機能を高める」等の重要な形質に関する遺伝子に絞った機能解明、解析手法の高度化等を図る。また、関連データベース等これを支える研究基盤の整備を促進し、有用遺伝子の特許化を推進する。

畜産ゲノム研究については、消費者ニーズに対応した高品質で安全な畜産物の提供に資するため、肉質等に関する有用遺伝子の機能解明を促進する。

- ② 21世紀最大の未利用資源である昆虫のもつ機能を利用するため、カイコゲノム解読結果等の昆虫研究の成果を活用し、特定の病害虫のみに作用する農業用・衛生害虫用「ゲノム創薬」の開発、有用なタンパク質等有用物質を生産する技術の確立、機能性の高い特殊な繊維等昆虫由来の新素材の開発等、新たな産業の創出に直結する技術開発を推進する。

- ③ 遺伝子組換え技術等に対する消費者の懸念を解消し、安全・安心を確保するため、遺伝子組換え技術等にかかる科学的知見の集積、リスク評価・管理手法の開発等を推進するとともに、遺伝子組換え技術について国民の理解を得るために効率的・効果的な取組を強化する。

- ④ 新鮮でおいしい「ブランド・ニッポン」農産物の確立に資するため、消費者ニーズを踏まえた、栄養・機能性成分に優れた健康増進型農作物等の新品種の育成及びこれらの特性を最大限に發揮させる栽培・流通・加工技術の開発を推進する。

- ⑤ BSEの制圧のための技術開発として、プリオン（タンパク質）の性状解明、診断技術の開発等を実施するとともに、重要な人獣共通感染症についても、国内発生時における国民の不安解消と畜産業への影響軽減に資するため、診断技術や予防技術の開発等を実施する。

- ⑥ ダイオキシン等の有害化学物質について、農林水產生態系における動態把握、動態予測モデルの開発、生物・生態系への影響評価、さらには分解・無毒化技術の実証研究等を通じたリスク低減化技術の開発を推進する。

- ⑦ 農林水産物を対象とした研究から得られた材料や情報を活用し、ナノレベル (10^{-9} m) での革新的な生物機能利用につながる基盤技術開発、新機能素材の開発を行う。

イ 競争的研究資金の拡充等による地域経済活性化・新産業の創出

(ア) 地域の施策課題に対応した研究の推進

地方の実情に応じた各地方独自の施策課題に臨機応変に対応し、科学技術を通じた地域経済の活性化を図るため、地方農政局等が自ら研究領域を設定して研究課題を公募する仕組みを導入し、産学官連携による優れた発想を活かした研究開発を推進する。

(イ) 研究開発型バイオベンチャーの育成

バイオテクノロジーにより新産業の創出、起業化を促進するため、产学研官の連携により、異分野の研究者が共同して行う研究開発を通じて、画期的な技術開発や地域資源等を活用した研究開発を実施する。また、ベンチャー（新技術を軸に創造的・革新的な経営を展開する企業）の起業を促進するための研究資金の供給、人材交流、専門家による個別相談等を実施する。

(ウ) 新産業創出のための基礎的研究の推進等

- ① 農林水産関連分野の新産業を創出しアグリビジネスの活性化を図るため、独立行政法人等の能力を活用して取り組む民間企業の研究開発を推進するとともに、基礎的・独創的な研究を引き続き競争的資金により支援する。
- ② 独立行政法人の所有する特許権等の利活用を促進するため、技術移転機関（TLO）を活用した技術移転の強化を図る事業を実施する。

ウ 農林水産研究基盤の充実・強化等

(ア) 研究開発推進のための基盤の充実・強化

研究基盤の充実・強化を図るため、独立行政法人運営費交付金及び施設整備費補助金により、独立行政法人の中期計画に沿った研究開発並びに施設及び設備の整備を着実に推進する。

また、農林水産研究・計算センターにおいて、各種技術情報の知的基盤としてのデジタルアーカイブ（研究・技術情報等を集積するシステム）の構築等を推進する。

(イ) 国際農業研究や品種改良への取組及び研究開発評価の実施等

- ① 近年顕在化している食料・環境問題等地球規模の問題の解決に資するため、国内外の研究機関との連携を一層強化しつつ、効率的・効果的に国際農業研究を推進する。

また、水稻、麦類、大豆等の国が行うべき主要な品種改良試験を立地条件が適当な特定の公的試験研究機関に委託して実施するとともに、環境負荷低減物質の動態解明試験や持続型農業技術開発試験等を実施する。

さらに、試験研究を行う独立行政法人等が育成した優良な農作物の系統について、命名、登録及び公表を行うことにより、その普及を図る。

- ② 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」及び「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に沿って、研究分野別評価、研究制度評価及び研究課題評価を的確に実施するとともに、独立行政法人評価委員会による業務実績評価を行う。

(2) 効率的かつ効果的な普及事業の推進

担い手となる人材の育成及び確保等を基本とし、地域の特性に応じた農業に関する技術の普及事業の推進を図る。特に、「普及事業の在り方に関する検討会報告書」等を踏まえた協同農業普及事業の重点化、高度化・効率化を図るため、高度・先進的な技術研修等による普及職員の資質向上、試験研究機関・農業大学校との連携強化等による効率的な普及体制を整備するとともに、米改革の本格実施、資源循環型農業及び高付加価値農業への転換等に必要となる技術的支援を実施する。

また、農業者の高度で多様なニーズに対応できる普及事業の展開を図るため、「農業改

良助長法の一部を改正する法律案」を、第159回国会に提出し、普及職員を一元化とともに、都道府県が自主性を發揮できるよう、地域農業改良普及センターの必置規制を廃止するなどの措置を講ずる。

10 農産物の価格の形成と農業経営の安定

(1) 需給事情及び品質評価を適切に反映した価格の形成と経営安定対策の着実な実施

ア 米

(ア) 価格形成について

計画流通制度の廃止に伴い、現行の「自主流通米価格形成センター」の名称を「米穀価格形成センター」と改める。また、センターにおける売買取引については、義務上場を廃止する一方、多様な取引関係者の参加を認めるほか、取引監視機能を充実することにより、取引の公正・中立性を確保する。なお、取引の場を制度的に一つに限ることはせず、複数の取引の場の設置を妨げないこととする。

(イ) 稲作経営安定対策について

平成16年産米から、需要に応じた米づくりを行うための生産者、生産者団体による自主的な努力を支援するため、生産者の拠出と国からの交付金により造成した資金を用いて、生産者の稲作所得の基盤を確保するための対策(稲作所得基盤確保対策)を生産調整の優遇措置として講ずる。

また、15年産米について、自主流通米の価格下落が稲作経営に及ぼす影響を緩和するために補てん金を交付する稲作経営安定対策の適切な運用を図る。

イ 麦

(ア) 国内産麦については、需要に即した良品質麦の生産を推進するため、民間流通の仕組みをはじめとした麦対策のあり方について検討を行う。

(イ) 民間流通麦生産者の経営安定等を図るための「麦作経営安定資金」に関し、銘柄区分の見直しを行うとともに、透明性の高い客観的な算定方法に基づく適切な運用を行う。また、麦作農家の経営安定という本来の機能を踏まえ、17年産からの「麦作経営安定資金」のあり方について検討を行う。

ウ 大豆

(ア) 国産大豆生産の確保と農家経営の安定を図るため、銘柄ごとの市場評価が生産者手取りに的確に反映されるよう、原則として事前に定める全銘柄共通の一定の単価を助成する大豆交付金制度について、適切な運用を図る。

(イ) 価格低下が大豆作経営に与える影響を緩和するため、価格低下時に、その低下額の一定割合を生産者の拠出と国の助成により造成する資金から補てんする「大豆作経営安定対策」の適切な運用を図る。

エ 野菜

(ア) 野菜価格安定制度について、野菜の供給及び価格の安定を図り、野菜の構造改革対策を円滑に進める観点から、さらなる交付対象数量の増加、野菜指定産地の追加等を推進する。特に、生産者と実需者が契約取引を行う際のリスクを軽減するため、

契約野菜安定供給制度の普及浸透等を促進する。

- (イ) 天候等による一時的な需給変動による価格低落時等に産地廃棄等の緊急需給調整を行った生産者に対し、交付金を交付する。

オ 果樹

うんしゅうみかん及びりんごについて、摘果等による生産量及び出荷量の調整等による需給調整対策の強化を図る。また、このような取組が行われた場合においても、なお価格が大きく変動したときには、育成すべき果樹経営者に対する経営安定対策を、引き続き適切に推進する。

カ 砂糖及び甘味資源作物

「砂糖の価格調整に関する法律」等に基づく制度の普及・定着に向けた取組を推進する。

- (ア) 砂糖生産振興資金を財源として、精製糖企業及び国産糖企業の再編・合理化対策、甘味資源作物生産コスト低減対策等の推進により、国内糖価を引き下げ、砂糖の価格競争力の回復と需要の維持・増大を図る。
- (イ) 輸入糖等からの調整金と交付金により国内産糖への助成を行う仕組みや最低生産者価格制度を維持しつつ、需給事情等を反映した、透明性の高い、客観的な基準に基づいた適切な運用を図る。

キ 蘿・生糸

高品質蘿の生産拡大を通じ、経営改善に取り組む養蚕農家を支援する。

ク 葉たばこ

葉たばこについては、引き続き、日本たばこ産業株式会社が、葉たばこ審議会の意見を尊重して各耕作者との売買契約において定めた種類別・品位別価格により買入れを行う。

ケ 加工原料乳

- (ア) 生乳の再生産の確保を図るため、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき、加工原料乳について、独立行政法人農畜産業振興機構及び指定生乳生産者団体を通じて生産者に補給金を交付する。
- (イ) 加工原料乳の価格形成について、需給事情の適切な反映、生産者の経営の安定及び所得の確保を図るため、生産者団体及び乳業関係者からなる「社団法人日本酪乳業協会（仮称）」の発信する価格・需給情報に基づく公正かつ適正で客観的な基準に基づいた生乳取引、需給調整機能の改善を推進する。
- (ウ) 加工原料乳価格の低下が酪農経営に及ぼす影響を緩和するため、価格低落時にはその低下額の一定割合を補てんする加工原料乳経営安定対策の適切な運用を図る。

コ 食肉等

- (ア) 指定食肉（牛肉・豚肉）については、「畜産物の価格安定に関する法律」の適正な運用により、価格の安定を図る。
- (イ) 肉用子牛生産の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に、都道府県肉用子牛価格安定基金協会を通じて、生産者に補給金を交付する肉用子牛生産者補給金制度を実施する。なお、本制度が乳用種牛肉の生産において果たしている役割を検証し、乳用種子牛の保証基準価格の算定方式等のあり方等についての検討を行う。
- (ウ) ブロイラーについては、需要に見合った計画的な生産の指導を行い、需給及び価

格の安定を図る。

サ 鶏卵

鶏卵については、生産者の自主性に基づく需要に見合った計画的な生産の推進を図るとともに、卵価安定基金の補てん準備金の造成を行う。

(2) 担い手経営安定対策の創設

「米政策改革大綱」に基づき、構造改革が特に急がれる水田農業において、16年度から、米価下落による稻作収入の減少の影響が大きい、一定規模以上の水田経営を行っている担い手を対象に、すべての生産調整実施者を対象として講じられる「稻作所得基盤確保対策」に上乗せし、稻作収入の安定を図る対策として「担い手経営安定対策」を講ずる。

具体的には、

(ア) 加入対象者は、以下を要件とする。

- ① 認定農業者または集落営農のうち一元的に経理を行い、5年以内に法人化する計画を有するなどの要件を満たすこと
- ② 水田経営規模が、認定農業者においては、北海道で10ha以上、都府県で4ha以上、集落営農組織においては20ha以上であること
- ③ 稲作所得基盤確保対策に加入していること

ただし、水田経営規模にかかる要件については、地域の多様な水田営農の実態を考慮し、知事特認により一定の要件緩和を可能とする。

(イ) 仕組みについては、以下のとおりとする。

- ① 都道府県ごとの単位面積当たりの直近3年平均の稻作収入を基準収入とする。
- ② 当該年産の都道府県ごとの単位面積当たりの稻作収入が基準収入を下回った場合に、その差額の9割から、稻作所得基盤確保対策補てん金等を控除した額を補てん単価とし、当該単価に加入者の加入面積を乗じた金額を支払う。

(3) 経営所得安定対策の具体化検討調査の実施

「経営を単位とした経営所得安定対策」の具体化に向けた検討を行うために必要なデータや情報を収集するための調査を引き続き実施する。

11 農業災害による損失の補てん

災害によって、農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業経営の安定を図るために、農業災害補償法に基づき、災害による損失の合理的な補てん等を行う農業災害補償制度の適切な運用を図る。

(ア) 農業災害補償制度については、農業者の経営判断に基づく補償の選択の拡大等をはじめとして、意欲ある担い手が創意工夫を活かした農業経営を実現するための所要の措置を講ずる。

(イ) 農業共済の共済掛金等及び農業共済団体等の事務費に対する助成措置を講ずる。

12 自然循環機能の維持増進

(1) バイオマス・ニッポン総合戦略の推進

バイオマスをエネルギーや製品として総合的に最大限利活用し、持続的に発展可能な社会「バイオマス・ニッポン」を早期に実現するため、「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき、以下に掲げる施策を強力に推進する。

ア バイオマス利活用推進に向けた全般的な事項に関する戦略の推進

- (ア) バイオマス関連情報を収集・整理・提供するための情報拠点（バイオマス情報ヘッドクオーター）の創設、シンポジウム等を通じたバイオマスにかかる国民の理解の醸成等を図る。
- (イ) バイオマス利活用指針及び窒素等の資源循環モデルを検討するとともに、バイオマス利活用システムのライフサイクルアセスメント（LCA）手法を開発する。
- (ウ) 地域における関係者によるバイオマスの利活用推進に向けた連携、協調、合意形成、計画策定等を促進する。
- (エ) 関係府省の一層の連携のためのバイオマス・ニッポン総合戦略推進会議、政府の取組の向上を図るための助言機関を設置し、総合戦略の推進を図るとともに、環境NPO等地域におけるバイオマス利活用の調整者等の活動を支援する。
- (オ) バイオマス利活用に意欲的なモデル地域等を対象として、関係府省と連携し、施設整備、技術指導等の利活用促進対策を総合的に実施する。
- (カ) 国際シンポジウムの開催等を通して我が国のバイオマス利活用技術、実用化事例等の海外における普及、海外諸国との連携、協力関係の構築を図る。

イ バイオマスの生産、収集に関する戦略の推進

- (ア) 農業廃棄物、食品廃棄物等を効率的に収集するシステムの構築を支援するとともに、水産加工残しの発生・回収・処理状況等を分析する。
- (イ) バイオマス生産効率の高い作物の栽培等の研究を進める。
- (ウ) バイオマス輸送の効率化にも資する水運等を活用した環境負荷の小さい静脈物流システムを構築する。

ウ バイオマスの変換に関する戦略の推進

- (ア) 様々なバイオマスを効率的にエネルギーへ変換する技術や、バイオマスから高付加価値な製品を生産・製造する技術の開発・実用化を推進する。また、地方公共団体、民間事業者等が設置するバイオマス変換施設で技術、システム等の面で先導的なものについて立ち上がりを支援する。
- (イ) 木質系廃材・未利用材の有効活用として、糖化・発酵、液体燃料や工業製品等へ変換する技術の早期実用化に取り組む。
- (ウ) 植物や昆虫等の機能遺伝子解明を進め、これら生物による有用物質生産技術の開発を図るとともに、バイオマスの高度変換技術の試作機等を用いて実用化に向けた基礎的データを蓄積する。
- (エ) 積雪寒冷地であるなどの北海道の地域特性を踏まえ、未利用木質系バイオマスをエネルギーや有用物質に変換する際の技術面、経済面、環境面での可能性や課題を

調査、検証する。

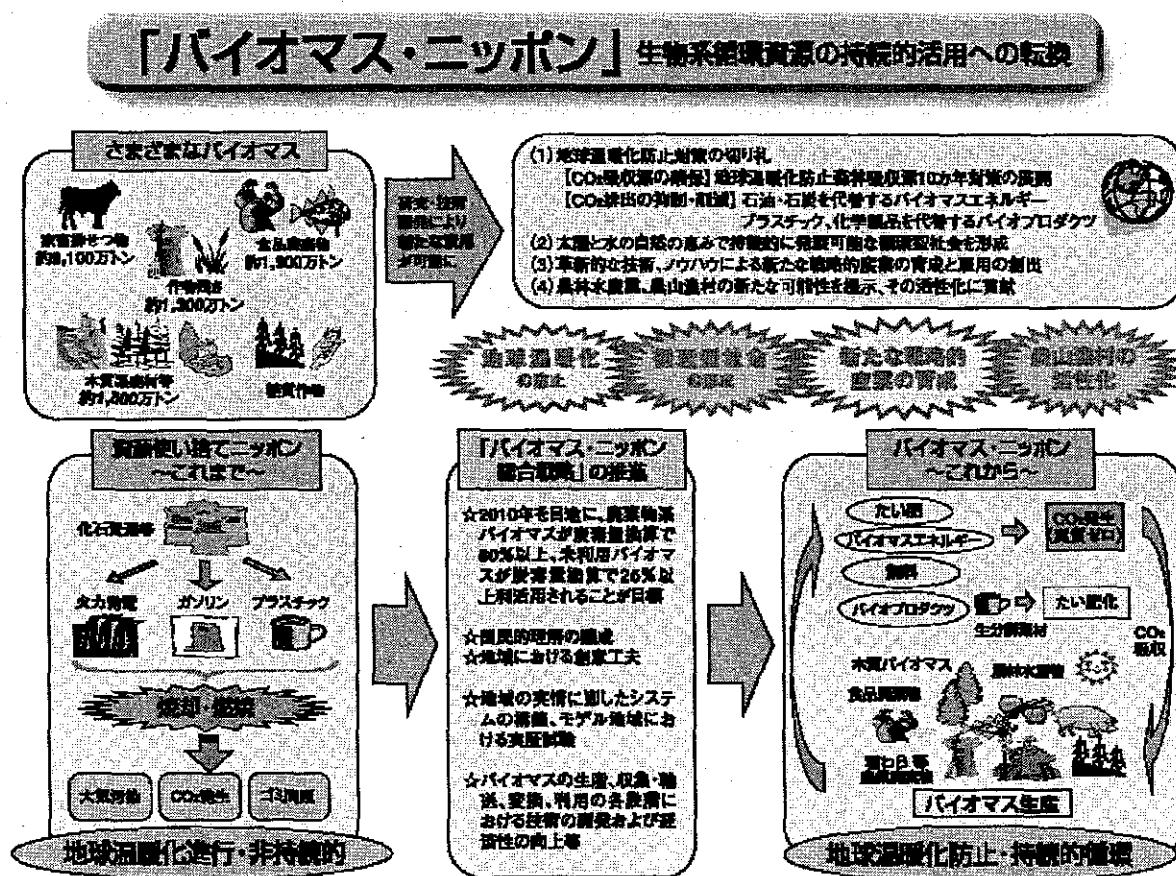
エ バイオマスの変換後の利用に関する戦略の推進

- (ア) たい肥等バイオマスの変換後の製品についての安全性と効果の評価を行うとともに、供給側の参考となる土壤条件等に関するデータを蓄積するための調査等を行う。

(イ) バイオマス由来のプラスチックについて、食堂において試験的な利用を行い、さらに普及を進めるとともに、農業用マルチフィルムの利用をモデル的に実証する取組を支援する。

(ウ) 環境保全型農業を推進するとともに、農業用施設電源、たい肥、飼料、農業資材等、バイオマス由来のエネルギー及び製品の農林業における利用を促進する。また、農業の現場におけるバイオマス由来のエネルギー及び製品の利用のための技術指導等の普及活動を行う。

(エ) バイオマス由来の自動車燃料の品質評価、自動車の走行実験等を行い、自動車燃料導入の長所・短所について適切な評価を行うとともに、バイオマス由来のプラスチック等の製造にかかる経済性の検証、試作、品質評価、供給体制のあり方の検討を行う。



(2) 持続的な農業生産の推進

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に則し、たい肥・緑肥等による土づくりを基本として、化学肥料及び農薬の使用の低減を図るための取組及び地力増進

を図るための取組を推進する。

ア 持続的な農業生産への転換の促進

土づくりの基本として化学肥料・農薬の使用の低減を図る農業生産方式の導入促進、地域に最も適した農業生産方式の検討及び技術の定着促進を図るため、以下の施策を講ずる。

- (ア) 都道府県が策定した持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針に則して、農業者による導入計画の策定を促進する。
- (イ) エコファーマー（持続性の高い農業生産方式に関する「導入計画」を策定し、これを都道府県知事から適當である旨の認定を受けた農業者）に対する金融・税制上の支援措置を講ずるとともに、技術確立実証ほの設置やたい肥の施用等必要な機械の整備等を推進する。
- (ウ) 持続性の高い農業生産方式の着実な定着を図るため、農業者、消費者、行政等が一体となった普及・啓発活動を行う。
- (エ) 地域の実情に即し、施肥に由来する硝酸性窒素等による水質汚染対策を実施する。

イ 持続的畑作農業の構築

重要な畑作地域において、緑肥を組み入れた新たな輪作体系の確立と耕畜連携等による肥施用を通じて環境と調和した持続的畑作農業を構築する。

ウ 環境と調和のとれた農業生産

環境と調和のとれた農業生産方式の一層の導入推進を図るため、面的なまとまりをもつた取組の創出、合理的かつ実践的な環境保全に対する技術体系の構築等及び基盤整備や土づくり施設等の総合的な整備を実施する。

(3) 畜産環境対策の推進

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく家畜排せつ物処理施設の整備計画を達成するため、家畜排せつ物処理施設の緊急かつ計画的な整備を促進する。

- (ア) 畜産環境の保全、たい肥等バイオマスの利活用の促進に資するため、地域ごとの条件に対応して、家畜排せつ物等有機性資源の利活用に必要なたい肥化施設、たい肥散布機械等の共同利用施設・機械の整備を推進する。
- (イ) 家畜排せつ物処理施設、たい肥の還元用草地及び周辺環境の改善等を総合的に整備する。また、燃焼処理による家畜排せつ物の減容化とあわせて行う燃焼熱の発電利用を推進する。

(4) 有機性資源の循環利用システムの構築

- (ア) 稲わら等の循環利用については、畜産農家と耕種農家との連携強化による流通・利用の促進を図るため、稲わら等の収集調製機械施設の整備等を推進する。
- (イ) 農村地域で発生する農産副産物、都市及びその周辺で発生する食品産業や学校給食等の食品残さを飼料化するための施設等の整備を推進する。
- (ウ) 積雪寒冷地における資源循環システムを確立するため、メタン発酵を中心とする家畜排せつ物等のバイオマスの適切な処理とバイオガスのエネルギー利用等に関する実証研究を実施する。

(5) 農業分野における地球環境保全対策の充実等

地球温暖化、オゾン層の破壊、熱帯林の減少、生物多様性の減少、砂漠化の進行等の地球環境問題が深刻化していくなかで、農業の適切な生産活動を通じて地球環境を保全していくことが重要であるとの認識に立って、「持続可能な開発に関する世界首脳会議」での議論等を踏まえ、地球環境保全対策への取組のより一層の充実を図る。

ア 京都議定書の目標達成に向けた取組

平成14年6月に京都議定書を締結したことを踏まえ、地球温暖化対策推進大綱に基づき、農業分野におけるCO₂等の温室効果ガスの排出削減への取組をさらに推進する。

具体的には、引き続き、バイオマス・ニッポン総合戦略の推進を図るとともに、省エネルギーに資する農業施設・農業機械の導入や施設・機械への代替エネルギーの導入、農産物輸送におけるモーダルシフト（輸送手段の変更）の推進やトラック輸送の効率化等によるCO₂の排出削減を推進する。また、水田の水管理方法・施肥方法の改善や家畜排せつ物の適切な処理・家畜の飼養管理技術の確立によるメタン・一酸化二窒素の排出削減といった温室効果ガスの排出削減対策を推進する。

イ オゾン層破壊物質の削減

オゾン層保護のため、オゾン層破壊物質の臭化メチルの生産及び消費量を段階的に削減し、17年に原則として全廃することがモントリオール議定書締約国会合において合意されている。その全廃に向け、野菜や花き類等の土壌消毒剤として用いられている臭化メチルの代替薬剤及び代替技術の開発・普及を引き続き推進する。

ウ カルタヘナ議定書に基づく生物多様性の確保のための取組

遺伝子組換え生物の利用等による生物の多様性への影響を防止することを目的とした「生物多様性条約カルタヘナ議定書（略称）」の国内担保法である「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」が16年2月に施行された。このため、この法律に基づき、遺伝子組換え農作物等の生物多様性影響評価を実施するとともに、その的確な運用を通じて、我が国の生物の多様性を確保する取組を推進する。

エ 農薬による生態系への悪影響の未然防止に向けた取組

農薬取締法に基づく水産動植物に対する毒性にかかる農薬登録保留基準については、農薬による生態系への悪影響の未然防止にかかる取組を強化するため、15年3月に改正したが、その円滑な施行（17年4月）に向け、登録申請の際に必要となるデータを作成するための試験法の整備等の体制づくりを進める。

13 農業資材の生産及び流通の合理化

(1) 農業生産資材の低減対策

生産資材費の低減を図るため、平成13年に改定された関係団体及び都道府県の「農業生産資材低減のための行動計画」に基づく取組を推進するとともに、以下の施策を実施する。

- (ア) 都道府県が選定した資材費低減推進地区において、当該地区について作成する資材費低減推進方針に基づき、以下の施策等を通じて、物流の合理化、安価な資材の普及、合理的な利用等を推進する。

- ① 農家配送拠点における物流情報システム化、大口ロット直送等による肥料物流の合理化
 - ② 汎用性肥料や効率的施肥技術の活用等による肥料利用の効率化
 - ③ 農業機械のリース・レンタル利用及び広域も対応する農作業受託による効率利用
 - ④ 中古農業機械の活用、農業機械の点検、整備知識の普及等による農業機械の長期利用
- (イ) 農業用プラスチック類の効率的な回収システムの確立により、使用済農業生産資材の適正処理の普及・啓発を推進する。

(2) 新たな農業生産資材の開発等

農業の生産性の向上、自然循環機能の維持増進等を図るため、有機質肥料の生産基盤技術の研究・開発や農業経営の革新を可能とする次世代農業機械、機械化システムの開発・改良を行う。

(3) 農業生産資材の安全性・品質の確保

- (ア) 農作業事故を防止するため、型式検査合格機や安全鑑定適合機の普及を推進するとともに、農業者へ農作業安全意識啓発及び技術研修を行う。
- (イ) 肥料、飼料及び農薬については、肥料取締法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律及び農薬取締法に基づき、独立行政法人肥飼料検査所及び独立行政法人農薬検査所による的確な検査等を通して、その安全性・品質の確保を図る。
- (ウ) 農薬を使用する際に、農薬使用者への危害や環境汚染等の事態が生じないよう、農薬の適正な使用、保管管理の推進を目的とした「農薬危害防止運動」を引き続き実施する。
- (エ) 動物用医薬品の適切な使用の徹底を推進することにより、畜水産物への動物用医薬品の残留事故及び薬剤耐性菌の発現を防止するため、都道府県等の薬事監視員による適正使用についての医薬品の使用者及び販売業者に対する指導をより一層徹底する。
- (オ) 飼料が原因となって有害な畜産物が生産されることを防止するため、飼料製造業者等に対する検査、改善指導等を適切に実施する。

IV 農村の振興に関する施策

1 農村の総合的な振興に関する施策

(1) 農業の振興その他農村の総合的な振興に資する施策

多くの人が都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現に向け、都市住民の気持ちと行動を農山漁村に向かわせることへの支援、都市と農山漁村の橋渡し及び受皿としての農山漁村の魅力の向上のための対策を関係府省と連携しつつ総合的に実施し、都市と農山漁村の共生・対流を推進する。

- (ア) 民間が主体となって構成されている「オーライ！ニッポン会議」の活動に対する支援や、都市と農山漁村の共生・対流を進めている優良事例の表彰等を通じて、都市側とも協調・連携した取組を支援し、国民的な運動を推進する。
- (イ) 国民共通の財産としての個性ある魅力的な農山漁村づくりに向け、施策の展開方向を取りまとめた「水とみどりの『美の里』プラン21」に基づき、農林水産関連事業において景観配慮の原則化を基本とし、農山漁村の景観形成のための取組等を推進する。
- (ウ) 農山漁村等における良好な景観の形成を推進するため、農林水産省、国土交通省及び環境省が連携して第159回通常国会に景観法案を提出した。同法律案においては、市町村が景観農業振興地域整備計画を策定し、景観と調和のとれた農地利用の促進や適切な農業的土地利用の勧告、耕作放棄地対策等の施策を講ずることができるよう所要の措置を盛り込んだところであり、これにより、さらなる景観形成のための取組を推進する。
- (エ) 農振法に基づく農業振興地域制度の適切な運用を通じ、農村における土地の農業上の利用と他の利用との適切な調整を図る。
 - ① 農振法に基づき策定された「農用地等の確保等に関する基本指針」の周知徹底を図るとともに、その円滑かつ適正な運用を推進する。
 - ② 「農用地等の確保等に関する基本指針」を踏まえた都道府県の「農業振興地域整備基本方針」及び市町村の「農業振興地域整備計画」の改定を促進するとともに、地域の特性に応じた特別な農業上の用途の設定等土地利用に関する市町村の主体的な取組を促進する。
- (オ) 地域が活き活きと誇りをもって暮らすことができ、持続的な農業が展開される美しいむらづくりを実現するため、大学やNPO等と連携し、地域住民等の参画による計画づくりの支援や施設整備への技術的支援等、地域住民の能力構築等を促進する取組を通じた体制づくりを支援する。
- (カ) 農業生産基盤と農村の生活環境の一体的な整備については、「土地改良長期計画」に示された成果の実現に向け、「いのち」、「循環」、「共生」の視点に立って、農業生産と田園自然環境の基盤となっている農業用水の健全な循環を維持・増進し、地域の特性を活かした美しい景観に囲まれた快適な生活環境の形成等の総合的な取組を関連施策との連携を図りつつ推進する。

- (キ) 営農や地域活動を通じ、農地、水等の地域資源が十分に活用・保全され、自然環境や景観に優れた美しいむらづくりに向けた生産基盤と生活環境基盤等の総合的な整備を、地方公共団体、地域住民、NPO等の多様な主体の参画により実施する。また、広域的な地域においては、関係機関と連携し、総合的に実施する。
- (ク) 日常生活の基盤としての市町村道から国土構造の骨格を形成する高規格幹線道路に至る道路網を整備する。これは農業をはじめとした多様な産業の振興に寄与し、地方部の経済・社会を支えるのに不可欠なものとして今後とも整備を行う。
- (ケ) 地方道は、高速自動車国道や一般国道を補完して地方の幹線道路網の一部を構成し広域的な生活圏域を形成するとともに、各種地域振興施策の実現、地域の生活環境の向上を図るうえで欠くことのできない重要な社会基盤施設である。そこで、限られた予算のなかで必要な整備水準を確保するため、各地域の事業等の計画と整合をとり計画的に整備を推進する。
- (コ) 平成15年度以降5箇年間の道路整備は、「社会資本整備重点計画」に基づき、社会・経済の活性化と暮らしの豊かさの向上を図るために、「成果主義」に基づく行政運営を導入すること等により、従来にも増して透明性を高めながら、効果的かつ効率的に推進する。
- (サ) 農村を含め国民の住生活の質の向上を目指した住宅政策を推進するため、「第八期住宅建設五箇年計画」に基づき、
- ① 国民の多様なニーズに対応した良質な住宅ストックの整備
 - ② いきいきとした少子・高齢社会を支える居住環境の整備
 - ③ 都市居住の推進と地域活性化に資する住宅・住環境の整備
 - ④ 消費者がアクセスしやすい住宅市場の環境整備の推進
- を基本課題として位置付け、計画的に施策を推進する。

(2) 農業生産の基盤と生活環境の整備その他の福祉の向上との総合的な推進

ア 農業生産基盤と農村の生活環境の一体的な整備

- (ア) 地域住民の参画や合意形成による個性ある農村の実現を支援するため、複数市町村等を対象とした農村振興基本計画の作成を関係府省が連携して推進する。また、農村振興基本計画に掲げる農村振興の目標を達成するため、地域住民の参加のもと、関係府省との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた総合的な整備とあわせて、住民参加による地域づくりの検討会等の取組を支援する。
- (イ) 地域住民、NPO、地方公共団体等が一体となって身近な環境を見直し、自ら改善していく地域の環境改善活動（グラウンドワーク）を推進・支援する事業を実施する。
- (ウ) 農業・農村の営みを通じてはぐくまれてきた「水」と「土」と「里」が織りなす農村地域の地域資源を歴史的、文化的観点から再評価し、伝統的農業施設、美しい農村景観等の地域特性を活かした整備等を実施する。
- (エ) 農業用排水の水質保全とあわせて農業集落の生活環境の改善を図る農業集落排水施設の整備を推進するとともに、農業集落排水汚泥等の有機性資源の循環利用や処理水の農業用水としての再利用を図り、農村における資源循環を促進する。

- (オ) 農地等の農業生産基盤に対する災害等の防止対策であるため池等の整備、湛水防除、地すべり対策、農地保全整備、農用地土壤汚染対策等の各種事業の実施を通じて、地域住民の生命・財産及び生活環境の安全の確保を図るとともに、事業の効果等を広く情報提供し、地域社会に貢献する広域的な農地防災事業を推進する。
- (カ) 特殊土壤地帯対策事業計画に基づき、災害を受けやすい特殊土壤地帯において、治山、治水及び農地改良等の関係事業を計画的に実施する。

イ 生活環境の整備その他の福祉の向上

(ア) 交通

- ① 日常生活の基盤としての市町村道から骨格を形成する高規格幹線道路に至る道路網を、適正な道路空間の確保を図りつつ、計画的に整備する。
- ② 交通事故の防止を図り、あわせて道路交通の円滑化を確保するため、歩道、交差点改良、道路情報提供装置、自動車駐車場等の交通安全施設等の整備を推進する。
- ③ 地域連携の強化等により、公共・公益施設の共同利用・整備等地域住民の利便性の向上、地域の特色を活かした産業の振興等を、複数市町村により形成される圏域において、計画的・総合的に推進するための支援を行う。
- ④ 交流の促進・活性化を推進するため、地形的な制約により相互の交流が遅れている都道府県間、市町村間等を連絡する大規模なトンネルや橋梁の整備を交流ふれあいトンネル・橋梁整備事業により推進する。
- ⑤ 市町村の合併による行政サービスの向上や効率化を支援するため、新市町村内の拠点を連絡する道路等の整備を市町村合併支援道路整備事業により推進する。
- ⑥ 踏切における交通渋滞・事故対策、鉄道の高速化を推進し、地域の活性化を図るため、道路管理者と鉄道事業者が一体となり都道府県、市町村と連携して踏切道等総合対策プログラムを策定し、踏切除去や踏切改良等を緊急的かつ重点的に推進する。
- ⑦ 国民のニーズの多様化に対応していない中心市街地は、魅力が感じられないことから集客力が低下し、商店街が不振に陥っている事例が各地で見られる。そこで、このような商店街の再活性化を図るため、街並みの快適性の向上や交通利便性の確保等にかかる事業に対し、賑わいの道づくり事業による面的で総合的かつ重点的な道路整備を推進する。
- ⑧ 自然環境と調和し、地域の個性ある道路空間の形成を図るには、地域特性に応じた多様な道路整備を推進していく必要がある。特に、森林等の自然環境が豊かな地域では、周辺の景観や生態系と調和した道づくりや、木材等の地場産品を活用した地域の個性を活かした道づくりが求められているため、道路整備において地域の潜在自然植生を活用した樹木植栽工法による法面緑化や、木材を活用した道路構造物の整備等を木の香る道づくり事業により積極的に推進する。
- ⑨ 運行にかかる欠損補助や車両の購入費補助等地方バス運行の確保を図るとともに、バス車両、営業所、車両等地方バス施設の整備に対する低利融資を実施する。
- ⑩ 海上ハイウェイネットワークを構築し、船舶航行の安全性の向上、物流の高度化・効率化を図り、都市と農村との円滑な物流を推進する。特に、複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルの拠点的整備により、複合一貫輸送のメリットを享受できる